

# 議 会 運 営 委 員 会

令和5年9月6日(水)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、村木委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕 下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

---

## 議 題

### 1 令和5年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和5年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件及び付託案について

資料1

(2) その他

### 2 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

資料2

### 3 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

資料3

### 4 ぎかいポストに寄せられた意見への対応について

資料4

### 5 次期議会運営委員会への申し送り事項について

資料5

### 6 その他

令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（1 件）

〔工事請負契約の締結 1 件〕

議案第 59 号 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）  
新設橋梁下部工事）

令和 5 年 9 月浜田市議会定例会議 付託先等一覧（案）

【付託件数内訳】

産業建設委員会 1 件

市長提出議案等（議案 1 件）

議案等番号	件 名	付託先等
議案第 59 号	工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事）	産業建設委員会

発議第 号

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 28 日 提出

議会運営委員会

委員長 布施賢司

浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされ、一定の場合は個人による地方公共団体に対する請負が可能となったことにより、議員の請負契約に関する遵守事項との乖離が発生したため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 請負契約に関する遵守事項に係る規定を削除（第4条関係） 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p><u>（請負契約に関する遵守事項）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする。</u></p> <p>（審査請求）</p> <p><b>第5条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会への審査要請）</p> <p><b>第6条</b> 〔略〕</p> <p>（浜田市議会議員政治倫理審査会の設置）</p> <p><b>第7条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の委員）</p> <p><b>第8条</b> 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p><b>第9条</b> 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（議員の協力義務）</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>（釈明の機会の保障）</p> <p><b>第11条</b> 〔略〕</p> <p>（虚偽報告等の公表等）</p> <p><b>第12条</b> 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若し</p>	<p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（審査請求）</p> <p><b>第4条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会への審査要請）</p> <p><b>第5条</b> 〔略〕</p> <p>（浜田市議会議員政治倫理審査会の設置）</p> <p><b>第6条</b> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の委員）</p> <p><b>第7条</b> 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p><b>第8条</b> 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（議員の協力義務）</p> <p><b>第9条</b> 〔略〕</p> <p>（釈明の機会の保障）</p> <p><b>第10条</b> 〔略〕</p> <p>（虚偽報告等の公表等）</p> <p><b>第11条</b> 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若し</p>

現行	改正後（案）
<p>くは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、<b>第15条</b>に準じた措置を講ずることができる。</p> <p>（審査結果の報告等）</p> <p><b>第13条</b> 審査会は、<b>第6条</b>の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の公開）</p> <p><b>第14条</b> 〔略〕</p> <p>（政治倫理基準違反に対する措置）</p> <p><b>第15条</b> 〔略〕</p> <p>（審査結果の尊重）</p> <p><b>第16条</b> 審査対象議員は、<b>第13条</b>第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p><b>第17条</b> 〔略〕</p> <p>（委任）</p> <p><b>第18条</b> 〔略〕</p>	<p>くは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、<b>第14条</b>に準じた措置を講ずることができる。</p> <p>（審査結果の報告等）</p> <p><b>第12条</b> 審査会は、<b>第5条</b>の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の公開）</p> <p><b>第13条</b> 〔略〕</p> <p>（政治倫理基準違反に対する措置）</p> <p><b>第14条</b> 〔略〕</p> <p>（審査結果の尊重）</p> <p><b>第15条</b> 審査対象議員は、<b>第12条</b>第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p><b>第16条</b> 〔略〕</p> <p>（委任）</p> <p><b>第17条</b> 〔略〕</p>

発議第 号

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 9 月 28 日 提出

議会運営委員会

委員長 布施賢司



## 浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が浜田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

## (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における浜田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

## (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

## (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

## (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

## (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年度における請負から適用する。

## 提案条例説明資料

担当部名称 議会事務局

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例
3	目的・理由	<p>地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、市議会議員個人が市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表することにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、条例を制定するものです。</p>
4	概要	<p>1 報告（第2条）</p> <p>(1) 請負をする議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、前会計年度における浜田市に対する請負（前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>ア 請負の対象とする役務、物件等</p> <p>イ 契約締結日</p> <p>ウ 契約金額</p> <p>エ 当該前会計年度において支払を受けた総額</p> <p>オ エに掲げる総額の合計額</p> <p>(2) 議員は、報告した内容を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。</p> <p>2 報告の一覧の作成及び公表（第3条）</p> <p>議長は、報告（訂正があった場合は訂正後のもの）の一覧を作成し、公表しなければならない。</p> <p>3 報告等の保存及び閲覧等（第4条）</p> <p>(1) 報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存し</p>

		なければならない。 (2) 何人も、議長に対し、保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用期日 令和5年度における請負から適用する。

条例	逐条解説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が浜田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>本条は、この条例の目的を定めるものです。</p> <p>改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と市との請負が認められていませんでしたが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額(300万円)までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれることとなりました。</p> <p><u>なお、支配人とは、商法第6章に規定する商業使用人すなわち営業主に代わってその営業に関する行為をなす権限を有し、登記をしている者のことをいいます。</u></p> <p>改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の</p>

条 例	逐条解説
<p>(報告)</p> <p>第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における浜田市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項</p> <p>ア 請負の対象とする役務、物件等</p> <p>イ 契約締結日</p> <p>ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)</p> <p>エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額</p> <p>(2) 前号エに掲げる総額の合計額</p>	<p>概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされています。</p> <p>これらを踏まえ、本条例は、市議会議員と市との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>本条は、前会計年度中に市と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と市に対する請負の状況を報告しなければなりません。</p> <p>報告すべき議員は、前会計年度中に市と請負をした者又はその支配人である議員であつて、すべての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はありません。</p> <p>第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となった場合の報告期間です。</p> <p>第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。</p> <p>アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負が</p>

条 例	逐条解説
<p>2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。</p> <p>(報告の一覧の作成及び公表)</p> <p>第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>あったかの報告を求めるものです。</p> <p>イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。</p> <p>ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めるものです。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります(規程第1号様式参照)。</p> <p>エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。</p> <p>第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。</p> <p>第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については、定めていません。したがって、訂正が必要であるときは、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければいけません。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成及び公表をしなければいけません。</p>

条 例	逐条解説
<p>(報告等の保存及び閲覧等)</p> <p>第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日おける請負から適用する。</p>	<p>公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、本市議会においては、ホームページへの掲載を想定しています。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。</p> <p>第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までと規定するものです。</p> <p>第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものです。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>附則は、施行期日を定めませんが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和5年度における請負から適用することを定めるものです。</p>



## ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
特定の人の陳情が多すぎる。	
議員は大変です。報酬アップしてあげてください。	

## 次期議会運営委員会への申し送り事項について

〔決定済み事項〕

- ・ 常任委員会が所管する事項の見直し

〔各会派の意見〕

会派	意見
山水海	なし
超党みらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議長任期に関する申合せについて</li><li>・ 会派代表者会の定例化について</li></ul>
創風会	なし
公明クラブ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議長及び副議長任期に関する申合せについて (今期中にも決めたい)</li><li>・ 陳情の扱いについて</li></ul>

〔案〕

### 1 常任委員会が所管する事項の見直し

→改選後から間髪を入れず、所属する委員会で、各常任委員会がこれまでどおりの所管で不都合はないかを意識しながら、移管の必要性について具体的な事項を示しながら、調査・審議を行う必要がある。

### 2 議長及び副議長任期に関する申合せについて

### 3 会派代表者会の定例化について

### 4 陳情の扱いについて